

平内町会計年度任用職員(資料館 管理運營業務員)

1. 募集の概要

| | |
|-------------|---------------------|
| 職 種 | 資料館 管理運營業務員 |
| 身 分 | 平内町会計年度任用職員(パートタイム) |
| 職 務 内 容 | 歴史民俗資料館の入館受付及び案内 |
| 必 要 資 格 | なし |
| 採 用 予 定 人 数 | 1名 |

2. 勤務条件

| | |
|----------------------|---|
| 任 用 期 間 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |
| 勤 務 場 所 | 平内町歴史民俗資料館(平内町大字小湊字小湊79-3) |
| 勤 務 日 | 第1週、第3週、第5週の月曜日及び第2週、第4週の日曜日を除く日のうち、主となる職員が不在となる日(月3日程度) ※ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌1月3日までは休み) |
| 勤 務 時 間 | 8時15分から16時まで (12時から13時までは休憩時間) |
| 時 間 外 勤 務 休 日 勤 務 | あり(入館状況による) |
| 報 酬 | 日額 6,062円～ (町で定める規則の規定による) |
| 諸 手 当 | 通勤手当に相当する費用弁償の支給があります。 |
| 休 暇 | 各種特別休暇の制度があります。 |
| 社 会 保 険 | 適用なし |
| 災 害 補 償 | 非常勤公務災害補償が適用されます。 |
| 服 務 | 地方公務員法の服務に関する規定(信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務職務に専念する義務等)が適用され、懲戒処分等の対象にもなります。 ※営利企業への従事の制限は適用されませんが、従事する場合は事前に届出が必要です。なお、原則として1日当たり通算して8時間を超えない場合、かつ1週間当たり40時間を超えない場合に限り認めるものとします。 |

| | |
|----------------------|---|
| 担 当 課 申 込 書 提 出 先 | 〒039-3321 青森県東津軽郡平内町大字小湊字下槻12-1 平内町教育委員会生涯学習課(017-755-2565) |
|----------------------|---|